

事後調査計画書

平成26年5月12日

広島市長様

事業者

住所 広島市中区基町10番52号

氏名 広島県

広島県知事 湯崎 英彦

電話番号 082-228-2111



広島市環境影響評価条例第30条第2項の規定により、次のとおり事後調査計画書を提出します。

対象事業の名称	出島埋立地区廃棄物処分場設置
事後調査の種類	<input type="checkbox"/> 工事の実施中 <input checked="" type="checkbox"/> 工事の完了後
工事の着手又は完了の年月日	平成26年4月23日
事後調査の項目及び手法	事後調査の項目及び手法：別紙1のとおり 事後調査地点図：別紙2のとおり
事後調査を行う期間	平成26年6月～平成38年後半
事後調査報告書の提出の時期	毎年6月末
その他	事後調査は、年度ごとに入札により業者に委託して行います。 (平成26年度委託業者名) 名称 中外テクノス株式会社 代表者 福馬勝洋 所在地 広島市西区横川新町9番12号

(注) 1 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行う場合には、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を「その他」の欄に記載してください。

2 記載事項を枠内に記入できないときは、別紙に記載し、添付してください。



工事の完了後における事後調査の項目および手法

項目		調査地点, 調査頻度及び調査方法等
大気質	粉じん ^{注1)} (浮遊粉じん) ^{注2)}	調査地点 ① (事業計画地背後1地点, 元宇品地区2地点) ② (広島みなと公園1地点) 計4地点 調査頻度 ①: 4回/年, ②: 1回/年 調査方法 ハイボリュウムエアサンプラー法による
	ダイオキシン類	調査地点 ① (事業計画地背後1地点, 元宇品地区2地点) ② (広島みなと公園1地点) 計4地点 調査頻度 ①: 4回/年, ②: 1回/年 調査方法 平成14年7月環境省告示第46号及び「ダイオキシン類に係る大気調査マニュアル」(平成20年3月環境省)に規定する方法
悪臭	悪臭物質	調査地点 事業計画地背後1地点, 元宇品代表点1地点 計2地点 調査頻度 1回/年 ^{注3)} 調査方法 昭和47年環境庁告示第9号に規定する方法
	臭気指数 ^{注3)}	調査地点 事業計画地背後1地点, 元宇品代表点1地点 計2地点 調査頻度 4回/年 ^{注3)} 調査方法 平成7年環境庁告示第63号に規定する方法
騒音 ^{注4)}	一般騒音	調査地点 敷地境界, 元宇品地区 計2地点 調査頻度 1回/年以上 調査方法 平成10年9月30日環境庁告示第64号及びJISZ8731-1999に規定する方法
	道路交通騒音	調査地点 廃棄物搬入ルート 計6地点 調査頻度 1回/年(埋立終了まで) 調査方法 平成10年9月30日環境庁告示第64号及びJISZ8731-1999に規定する方法

調査項目		調査地点，調査頻度及び調査方法
水質	水質 (処理水)	調査地点 余水処理施設排水口 調査頻度 2回/年以上 調査方法 昭和49年環境庁告示第64号に規定する方法等により，下水道放流基準項目を測定 ^{注5)}
	水質 (地下水)	調査地点 事業計画地背後の試掘井戸 計1地点 ^{注6)} 調査頻度 2回/年 調査方法 平成9年環境庁告示第10号に規定する方法等により，地下水に係る環境基準項目，ダイオキシン類，塩化物イオン及び電気伝導率を測定
	水質 (周辺海域)	調査地点 基本監視地点：係留施設背後の周辺海域1地点 補助監視地点：護岸背後の周辺海域2地点（海域の埋立開始まで）計3地点 （護岸底部の基礎捨石部分の水を採水する。） 調査頻度 2回/年 調査方法 昭和46年環境庁告示第59号に規定する方法等により，水質汚濁に係る環境基準項目のうち健康項目，ダイオキシン類及び電気伝導率を測定
底質	底質 (周辺海域)	調査地点 護岸背後の周辺海域（海域の埋立開始まで） 計3地点 調査頻度 1回/年 調査方法 昭和48年環境庁告示第14号に規定する方法等により，一般項目 ^{注7)} ，水底土砂判定基準及びダイオキシン類を測定

注1) 平成14年7月の環境影響評価書（以下「評価書」という。）では，粉じんの調査項目を「降下ばいじん」としていたが，生活環境への影響をよりの確に評価するため，調査項目を「浮遊粉じん」に見直した。

注2) 調査する浮遊粉じんの項目は，別表1のとおりとする。

注3) 評価書では，悪臭の調査項目を「悪臭物質」，調査頻度を「4回/年以上」としているが，平成16年に広島市の悪臭規制対象が，「悪臭物質」から「臭気指数」に見直しされたことから，臭気指数の調査に重点を置くこととし，調査項目を見直した。

注4) 評価書では，調査項目としていないが，平成23年4月の見直し計画（廃棄物の搬入を陸上搬入に変更）に係る環境影響評価において，事後調査項目に位置付けることとしているため，調査項目とした。

注5) 調査する下水道放流基準項目は，別表2のとおりとする。

注6) 処分場の遮水機能が十分保持しているかを確認するため，遮水工が施された底部粘性土層より上部に設置した観測井戸で，粘性土上部を流れる地下水を採水し調査する。

注7) 調査する一般項目は，別表3のとおりとする。

浮遊粉じんに係る調査項目

項 目 名	
1	浮遊粉じん
2	鉛
3	カドミウム
4	亜鉛
5	銅
6	ニッケル
7	鉄
8	マンガン
9	バナジウム

下水道放流基準項目

項 目 名		
下水道法施行令第9条の4第1項に規定する物質	1	カドミウム及びその化合物
	2	シアン化合物
	3	有機燐化合物
	4	鉛及びその化合物
	5	六価クロム化合物
	6	砒素及びその化合物
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
	8	アルキル水銀化合物
	9	ポリ塩化ビフェニル
	10	トリクロロエチレン
	11	テトラクロロエチレン
	12	ジクロロメタン
	13	四塩化炭素
	14	1,2-ジクロロエタン
	15	1,1-ジクロロエチレン
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン
	17	1,1,1-トリクロロエタン
	18	1,1,2-トリクロロエタン
	19	1,3-ジクロロプロペン
	20	チウラム
	21	シマジン
	22	チオベンカルブ
	23	ベンゼン
	24	セレン及びその化合物
	25	ほう素及びその化合物
	26	ふっ素及びその化合物
	27	1,4-ジオキサン
	28	フェノール類
	29	銅及びその化合物
	30	亜鉛及びその化合物
	31	鉄及びその化合物 (溶解性)
	32	マンガン及びその化合物 (溶解性)
	33	クロム及びその化合物
	34	ダイオキシン類
その他の規制項目等	1	温度
	2	水素イオン濃度 (pH)
	3	BOD (生物化学的酸素要求量)
	4	SS (浮遊物質)
	5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量
	6	沃素消費量
	7	窒素含有量
	8	燐含有量
	9	COD (化学的酸素要求量)
	10	塩化物イオン濃度

底質に係る一般項目

項 目 名	
1	水素イオン濃度 (pH)
2	COD (化学的酸素要求量)
3	強熱減量
4	ノルマルヘキサン抽出物質含有量
5	硫化物
6	燐含有量
7	窒素含有量
8	粒度試験